

日 薬 業 発 第 217 号

令 和 元 年 10 月 4 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 森 昌 平

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
掲示事項等の一部改正について

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本連絡は療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）に関するものです。

今般、銘柄別又は統一名収載方式に変更のあった医薬品について、掲示事項等告示の別表第 5 ～ 6 品目（内用薬 2 品目及び注射薬 4 品目）を追加し、6 品目（内用薬 3 品目及び注射薬 3 品目）を削除することに伴い、掲示事項等が一部改正されました。

今回の一部改正は令和元年 10 月 1 日より適用となりますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和元年9月30日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の
一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

事務連絡
令和元年9月30日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の
一部改正について

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）が令和元年厚生労働省告示第136号をもって改正され、令和元年10月1日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 揭示事項等告示の一部改正について

(1) 本告示は、使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第87号）の10月1日からの適用に伴い、銘柄別又は統一名収載方式に変更のあった医薬品について、揭示事項等告示の別表第5～6品目（内用薬2品目及び注射薬4品目）を追加し、6品目（内用薬3品目及び注射薬3品目）を削除するものであること。

なお、本改正は法令技術的な規定の整備を行うものであり、取扱い等を変更するものではないこと。

(2) (1)により揭示事項等告示の別表第5に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	219	97	103	0	419

(参考1)

揭示事項等告示

別表第5（令和元年3月31日まで）へ追加する医薬品

No	品名	成分名	規格単位
1 内用薬	チスタメット錠200mg	シメチジン	200mg 1錠
2 内用薬	ムコソレート錠15mg	アンブロキシソール塩酸塩	15mg 1錠
3 注射薬	局 アダントディスポ関節注25mg	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1%2.5mL 1筒
4 注射薬	局 糖液注5%「第一三共」	ブドウ糖	5%20mL 1管
5 注射薬	局 糖液注20%「第一三共」	ブドウ糖	20%20mL 1管
6 注射薬	局 糖液注50%「第一三共」	ブドウ糖	50%20mL 1管

(参考2)

揭示事項等告示

別表第5（令和元年3月31日まで）から削除する医薬品

No	品名	成分名	規格単位
1 内用薬	局 オロパタジン塩酸塩錠2.5mg「マヤ」	オロパタジン塩酸塩	2.5mg 1錠
2 内用薬	局 バルサルタン錠40mg「サノフィ」	バルサルタン	40mg 1錠
3 内用薬	局 バルサルタン錠80mg「サノフィ」	バルサルタン	80mg 1錠
4 注射薬	局 アクチオス点滴静注用250mg	アシクロビル	250mg 1瓶
5 注射薬	局 エダラボン点滴静注30mg「ファイザー」	エダラボン	30mg20mL 1管
6 注射薬	局 ナタジール点滴静注用250mg	アシクロビル	250mg 1瓶